

## 【参 考】

### ○「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」の提出について

農地（又は採草放牧地）について相続等により権利を取得された場合は、どなたが権利取得をされたかを把握をする為、農業委員会事務局に遅滞なく届け出をお願いしています。

#### 1 記載する内容（法施行規則第21条）

- (1) 権利を取得した方の氏名及び住所
- (2) 権利を取得した農地の所在、地番及び面積
- (3) 権利を取得した事由（原因）及び権利を取得した日
- (4) 取得した権利の種類及び内容
- (5) その他参考事項

#### 2 記載方法

記入例を参考に記載してください。

##### 【補足説明】

##### (1) 記載する農地について

農地（登記地目または課税地目が田・畑の土地、あるいは現況が肥培管理により農産物の生産している土地）として把握されている土地の所在、地番を記入してください。

（「農地」には耕作放棄地も含まれます。果樹園や竹林等で肥培管理されている土地も含まれます。自宅の一部で行う家庭菜園は含みません。）

##### ①地目（登記簿欄）

法務局備付けの土地の登記事項証明書（登記簿）に記載されている地目を記載してください。

##### ②地目（現況欄）

現況地目は以下を参考に記載してください。

- ・田・・・畦畔（あぜ）に囲まれ、かんがい設備（用排水路など）により水を溜め水稻などを作付け出来る形状である農地
- ・畑・・・田以外の農地。樹園地（果樹、桑、茶などの栽培を行う農地）を含みます。
- ・宅地・・・建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
- ・山林・・・耕作の方法によらないで竹木が生育する土地
- ・原野・・・耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地  
(かん木とは、丈の低い（人の背丈以下の）木)
- ・雑種地・・・いずれの地目にもあてはまらない土地

##### ③ 面積

登記簿の地積欄から記載してください。

#### 3 受理通知書の送付

提出頂いた届出書記載内容と農業委員会が管理する農地台帳と確認し受理通知書を送付いたします。

※記入方法など不明な場合は農業委員会事務局までお問い合わせください。

電話 079-559-5178（直通）